

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理候補者の選定結果について

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理候補者について、指定管理者制度を活用するにあたり、下記1のとおり指定管理候補者を選定しましたので、その結果を公表します。

対象施設、選定方法等の詳細については下記2以降のとおりです。

なお、指定管理者の指定については、令和5年三重県議会定例会11月定例会の議決を経た後に行うこととなります。

記

1 指定管理候補者

(1) <北勢ブロック>

団体名 鈴鹿亀山不動産事業協同組合

代表者名 代表理事 鈴木基幸

所在地 鈴鹿市寺家町1085番地の1

(2) <中勢伊賀ブロック>

団体名 伊賀南部不動産事業協同組合

代表者名 代表理事 富永 巖

所在地 名張市鴻之台2番町19番地

(3) <南勢ブロック>

団体名 三重県南勢地区管理事業共同体

代表者名 代表 富永 巖

所在地 名張市鴻之台2番町19番地

(4) <東紀州ブロック>

団体名 三重県南勢地区管理事業共同体

代表者名 代表 富永 巖

所在地 名張市鴻之台2番町19番地

2 対象施設

(1) 名称

ア 三重県営住宅<北勢ブロック>

県営住宅川成団地ほか14団地

イ 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<中勢伊賀ブロック>

県営住宅千里団地ほか20団地

ウ 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<南勢ブロック>

県営住宅大黒田団地ほか15団地

エ 三重県営住宅<東紀州ブロック>

県営住宅垣ノ内団地ほか6団地

(2) 所在地

ア <北勢ブロック> 桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、川越町、菰野町

イ <中勢伊賀ブロック> 津市、伊賀市、名張市

ウ <南勢ブロック> 松阪市、伊勢市、鳥羽市

エ <東紀州ブロック> 尾鷲市、熊野市、御浜町

3 応募申請団体名

(1) <北勢ブロック>

- ・団体名 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
代表者名 代表理事 鈴木基幸
所在地 鈴鹿市寺家町 1085 番地の 1

(2) <中勢伊賀ブロック>

- ・団体名 伊賀南部不動産事業協同組合
代表者名 代表理事 富永 巖
所在地 名張市鴻之台 2 番町 19 番地

(3) <南勢ブロック>

- ・団体名 三重県南勢地区管理事業共同体
代表者名 代表 富永 巖
所在地 名張市鴻之台 2 番町 19 番地

(4) <東紀州ブロック>

- ・団体名 三重県南勢地区管理事業共同体
代表者名 代表 富永 巖
所在地 名張市鴻之台 2 番町 19 番地

4 選定方法及び審査結果等

(1) 選定委員会構成員

- 委員長 近藤 早映 (三重大学大学院工学研究科准教授)
- 委員長代理 黒田 朱里 (公認会計士)
- 委員 久保田久美 (一般社団法人三重県介護支援専門員協会副会長)
- 委員 笠原 芳彦 (独立行政法人都市再生機構中部支社管理企画課長)
- 委員 吉田清一郎 (公募委員)

(2) 審査の経過

- 令和 5 年 6 月 27 日 第 1 回選定委員会 (審査基準及び配点表の審議検討)
- 令和 5 年 10 月 4 日 第 2 回選定委員会 (ヒアリング審査・総合審査)

(3) 審査基準等

別添「指定管理者選定に係る審査基準及び配点表について」及び「指定管理者審査基準」のとおり

(4) 審査結果

指定管理者制度に関する取扱要綱第 15 条第 1 項により、三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例等で定めた選定基準に基づき、総合的に審査して、次のとおり順位を決定しました。

ア 北勢ブロック

- ・申請団体 鈴鹿亀山不動産事業協同組合

	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計
配点	400 点	2,400 点	250 点	100 点	3,150 点
採点	272 点	1,440 点	162 点	48 点	1,922 点

鈴鹿亀山不動産事業協同組合を順位 1 位としました。

イ 中勢伊賀ブロック

- ・申請団体 伊賀南部不動産事業協同組合

	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計
配点	400 点	2,400 点	250 点	100 点	3,150 点
採点	268 点	1,454 点	166 点	36 点	1,924 点

伊賀南部不動産事業協同組合を順位 1 位としました。

ウ 南勢ブロック

- 申請団体 三重県南勢地区管理事業共同体

	審査基準1	審査基準2	審査基準3	審査基準4	合計
配点	400点	2,400点	250点	100点	3,150点
採点	272点	1,472点	166点	36点	1,946点

三重県南勢地区管理事業共同体を順位1位としました。

エ 東紀州ブロック

- 申請団体 三重県南勢地区管理事業共同体

	審査基準1	審査基準2	審査基準3	審査基準4	合計
配点	400点	2,400点	250点	100点	3,150点
採点	272点	1,472点	166点	36点	1,946点

三重県南勢地区管理事業共同体を順位1位としました。

5 選定理由

(北勢ブロック)

- 申請団体には、公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられ、運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致している。
- 三重県の提示する成果目標を達成するための体制も構築できている。
- これまでの指定管理者としての経験を踏まえ、県営住宅を取り巻く様々な課題について、地域性を踏まえた、入居者サービスの向上に取り組むことが期待できる。

(中勢伊賀ブロック)

- 申請団体には、公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられ、運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致している。
- 三重県の提示する成果目標を達成するための体制も構築できている。
- これまでの指定管理者としての経験を踏まえ、県営住宅を取り巻く様々な課題について、地域性を踏まえた、入居者サービスの向上に取り組むことが期待できる。

(南勢ブロック)

- 申請団体には、公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられ、運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致している。
- 災害への準備や災害時の対応及び体制も構築できている。
- これまでの指定管理者としての経験を踏まえ、県営住宅を取り巻く様々な課題について、地域性を踏まえた、入居者サービスの向上に取り組むことが期待できる。

(東紀州ブロック)

- 申請団体には、公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられ、運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致している。
- 災害への準備や災害時の対応及び体制も構築できている。
- これまでの指定管理者としての経験を踏まえ、県営住宅を取り巻く様々な課題について、地域性を踏まえた、入居者サービスの向上に取り組むことが期待できる。

6 指定の期間 (予定)

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間